

1 指定管理者に行わせる施設の概要

施設名：東郷藤川ふれあい交流公園

(1)設置条例	薩摩川内市普通公園条例
(2)設置目的	地域住民の憩いの場
(3)施設の事業内容	—
(4)現在の管理形態	指定管理（委託料制）
(5)指定管理候補者の選定方法	「地域密着型の施設」として非公募による選定 ・ 地域住民の憩いの場として設置した施設である。

2 指定管理者に行わせる業務

- (1) 普通公園の維持管理に関する業務
- (2) 普通公園の運営に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市が必要と認める業務
- (4) 自主事業

3 指定管理候補者の概要

(1)名称	藤川地区コミュニティ協議会
(2)所在地	薩摩川内市東郷町藤川 9 2 3 番地 1
(3)代表者名	会長 外園 公成
(4)設立年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日
(5)基本財産	—
(6)職員数	—
(7)事業概要	ア 藤川地区の総合的施策に関する事項 イ 市の行政施策に対する支援・協力・要望（広報広聴活動）に関する事項 ウ 藤川地区内諸団体の事業活動に関する事項 エ 地域情報化に関する事項 オ 藤川地区の地域づくりとなるイベント等の施策に関する事項 カ 藤川地区の伝統行事や伝統芸能の保存継承に関する事項 キ その他目的達成に必要な事項

4 当該指定管理候補者が示した事業計画の概要

(1)基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 当協議会は、藤川地区を広域的コミュニティ領域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、藤川地区住民の総意に基づき連帯協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図る。 管理方針は、藤川地区住民が集い語り合える場所、付近を通行する利用者が気持ちよく休息できる場所として公園を利活用できるように、維持管理を行うこととする。 維持管理にあたっては関係法規を順守し、社会福祉、公衆衛生、労働安全に留意しながら業務にあたる。 当公園は、地元住民の生活、健康福祉等、地域に密着した施設であることを優先的考え方としながら、かつ、広く地域外住民にも愛され、使用できる施設となるよう努める。
(2)管理計画	<p>電気・機械等保全業務、清掃、警備等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡視、清掃等の回数については、仕様書に基づき、巡視は週1回、施設内トイレ等の清掃（簡易な雑草除去含む）は週2回、施設全体の樹木管理を含む刈払い除草は年4回を少なくとも行う。 浄化槽の維持管理については、専門業者に委託し、月1回の保守、年1回の清掃、年1回の法定点検受験を行う。 異常のあった際には速やかに市に連絡し、協議、連携のうえ対処する。 <p>樹木管理業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹木等の管理は、各樹木の剪定適期を把握し実施する。したがって樹木ごとに年1回程度の管理となる。 <p>緊急時の対応（防犯・防災）の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時連絡網を作成し、被災者がいる場合は救命救護を最優先に、速やかに関係各機関に連絡し、必要な指示を仰ぐ。
(3)運営計画	<p>トラブル防止、苦情等への対応方法、ニーズの把握と業務への反映方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情、クレーム等があった場合には真摯かつ毅然と対応し、改善すべき点は速やかに改め、市に報告する。 当公園は河川に面していることから転落防止に最も留意し、そのほか樹木の折れ枝被害、建屋の劣化による被害を生じないように、定期的に点検を行う。 <p>個人情報の保護や情報の公開についての考え方、取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令に基づき、知りえた情報等の漏洩防止管理を徹底する。 公園管理上、作成、記録した情報は、行政公文書として管理し、情報公開等の対象となることを認識する。
(4)組織体制	別紙組織図のとおり

	項目		金額（千円）
			令和8年度
(5)支出計画	支 出	人件費	48
		光熱水費	27
		修繕費	30
		管理費	16
		委託費	345
		公租公課	0
		雑費	0
		合計	466

5 選定経過の概要

(1)選定委員会開催日	令和7年11月18日（火）
(2)選定委員	東郷支所長、都市整備課長、財産マネジメント課長、地元代表者等（3名） 計6名
(3)応募団体数	ア①民間事業者__ ②NPO法人__ ③出資法人__ ④その他_1_ イ①市内事業者_1_ ②市外事業者__ ③県外業者__ 計_1_者
(4)選定の理由	東郷藤川ふれあい交流公園指定管理候補者選定委員会の審査において、施設の設置目的を理解し、維持管理を行う上で必要な管理運営計画等を有しており、指定管理候補者として適当であると判断されたため、選定した。
(5)採点結果表	別紙のとおり。

採点結果表

審査項目	配点	藤川地区コミュニティ協議会
1 事業計画書による施設の運営が、市民の安全と平等使用が確保されるとともに、サービスの向上が図られ、施設の効用を最大限に発揮できるものであるか。		
施設の設置目的を十分理解し、その目的を効果的に達成できるか。	240	192
関係法規等を遵守し、市民の安全と平等使用が確保されているか。		
使用者とのトラブル防止、苦情等の対応方法が確保されているか。		
使用者のニーズの把握及びサービス向上策が図られているか。		
2 施設の管理経費の縮減が図られるか。		
経費の縮減が図られているか。	240	172
経費削減のための方策は適切か。		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行うことができるか。		
管理運営にふさわしい団体の理念、運営方針を持っているか。	120	94
個人情報の保護や情報公開への取り組みは適切か。		
合 計	600	458